

第1章 中国地方政府における特別摘発活動

1. 2010年以降の中央・地方政府における模倣品取締り活動の動向

(1) 中国における模倣品取締り「特別活動」実施の経緯

中国では、中国国内の改革及び対外開放政策を行う「改革開放」政策のスタート後、外国から製品や技術が流入し始めたことや安易に利益を得ることを目的に模倣・粗悪品の製造・販売を行う者が増え、模倣・粗悪品が氾濫し始めた。そうしたなか、『中華人民共和国商標法』（1983）、『中華人民共和国専利法』（1985）、『中華人民共和国著作権法』（1990）など知的財産権関連の国家的基本法が制定、施行されるなど、知的財産権の保護や模倣・粗悪品の取締りに対する法整備が進んだ。しかしながら模倣・粗悪品の製造・販売行為による被害は悪化を続け、全国的に蔓延する自体に陥った。そこで1992年、国務院は『偽造・粗悪品の生産・取次販売違法行為を厳しく取締りに関する通知』を公布し、複数の中央政府部門による全国の偽造・粗悪品製造・販売の違法行為に対する取締りが強化された。これを機に、中国では複数の部門による組織化された全国的な取締活動が展開されていくことになる。

(2) 2010年以降の模倣品取締り活動の動向

2010年以降、模倣・粗悪品の取締り特別活動は主に、①国務院主導の発令により実施されている特別行動（2010年10月～2011年6月、2012年）と、②模倣・粗悪品の各取締機関（公安部、国家質量監督検閲検疫総局、工商総局、税関総署など）が計画、実施の指導を行う特別行動がある。地方ではこうした特別行動の発令を受け、各地人民政府や行政法施行機関が意見や通知を出し、摘発を実施している。

① 国務院主導の発令により実施されている「特別行動」

知的財産権の保護力を拡大し、公平で秩序ある市場環境を保つため、2010年10月から2011年6月まで「全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・販売取締特別行動」が実施され、高い成果を収めた。

「特別行動」終了後、中国政府はインターネット上に特別サイトを開設して摘発成果を公開した。オンライン上で成果を展示することでより多くの人に見てもらおうことを狙ったもので、こうした施策は中国政府にとって初めての試みであった。中国語のほか、英語ページも併設しており、中国国内外への成果アピールにも力を入れている。



「中国知的財産権と模倣・粗悪品の製造・販売摘発特別行動成果展」公式サイト。

出所：<http://ipr.cntv.cn/>

＜「特別行動」（2010年10月～2011年6月）の一部地方における取締り成果＞

地域	主な成果
北京市	各法執行職員出動数：28万、立案処理件数：約1,880件、人民法院の判決：100件、約200人。合計16人が5年以上の実刑判決：16人
天津市	各法執行職員出動数：12万、立案処理件数：1,637件、案件に関わった金額：約17.82億元
河北省	行政執行部門が実施した商業、文化、娯楽等経営場への検査回数：172,433回 摘発件数：1万2,212件、公安立案件数：520件
山西省	各法執行職員出動数：39万、立案処理件数：3,508件
遼寧省	各法執行職員出動数：14.5万、模倣侵害行為立案処理件数：9,905件、案件に関わった金額：3.1億元、公安立案件数：752件、案件に関わった金額：4.5億元
吉林省	各法執行職員出動数：約19万、立案処理件数：8,920万件、案件に関わった金額：6.5億元。
上海市	検査の実施：約26万回、立案件数：4434件、案件に関わった金額：1.78億元
江蘇省	各法執行職員出動数：約50万人、立案処理件数：5,800件、押収品数：125万点
浙江省	検査の実施：約35万箇所、案件に関わった金額：約20億元、過料金額：約1,200万元
安徽省	各法執行職員出動数：38.8万人、立案処理件数：1.99万件、案件に関わった金額：2.2億元
江西省	行政法執行職員出動数：22.5万、立案処理件数：6,382件、案件に関わった金額：4,656.88万元
河南省	立案処理件数：1万4,251件、案件に関わった金額：15.5万元
湖南省	行政法執行職員出動数：16.9万、立案処理件数：6,555件、案件に関わった金額：1.3億元、公安立案件数：251件、案件に関わった金額：約6.12億元
広東省	各法執行職員出動数：2万件以上、案件に関わった金額：16.7億元、押収品数：916万点
海南省	行政法執行職員出動数：6.77万、行政立案件数：800件、公安立案件数：31件
重慶市	各法執行職員出動数：約2900件、案件に関わった金額：2.25億元、公安による立案件数：約154万件
雲南省	各法執行職員出動数：36万、立案処理件数：2,492件、案件に関わった金額：1億2,345万元。
陝西省	各法執行職員出動数：46.5万、立案処理件数：約5000件、公安立案件数：269件、案件に関わった金額：2億6240万元
甘粛省	行政法執行職員出動数：8.7万人、検査市場数：1.1万箇所、立案処理件数：587件
新疆ウイグル自治区	行政法執行職員出動数：20万以上、立案処理件数：約4000件、案件に関わった金額：5,800万元余り

※上記データは、「中国知的財産権と模倣・粗悪品の製造・販売摘発特別行動成果展」(<http://ipr.cntv.cn/buweiri/difanghuodongri/index.shtml>) 公式サイト内の地方政府指導者へのインタビューや地方の知的財産権保護白書などから取得した。

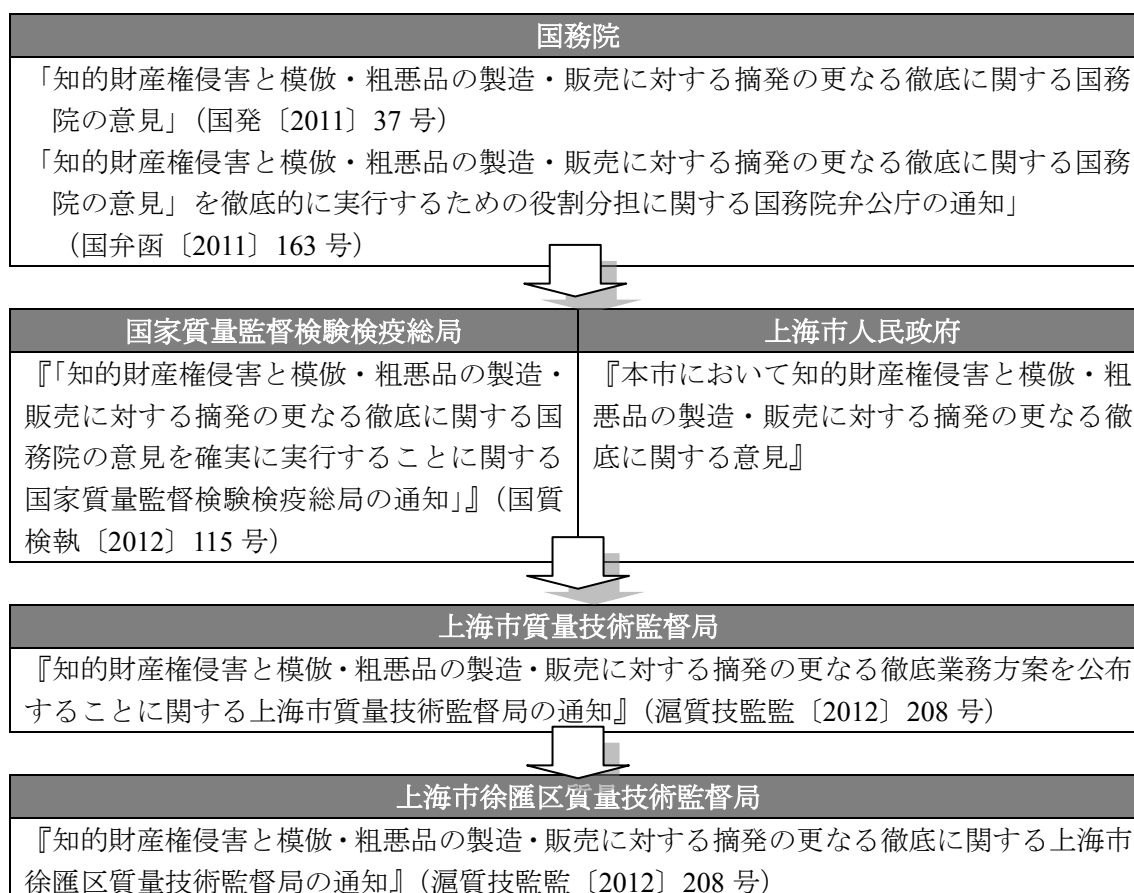
「特別行動」終了後、「模倣・粗悪品の取締りは長期にわたるもので、複雑できわめて困難な任務であり、長期的に効果がある体制を確立するため」として国務院は2011年11

月、『知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見』（国発〔2011〕37号。以下、『37号』という）を公布、及び『全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・販売取締活動指導者チーム』を発足させた。翌12月には、『37号』を確実に実行するために各執行機関の役割の分担を明記した『知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する国務院の意見』を徹底的に実行するための役割分担に関する国務院弁公庁の通知』（国弁函〔2011〕163号）を公布している。こうした一連の動きは、中国政府が今後、知的財産権の保護活動を一層強化させるとの考えの表れであるといえ、こうした活動は今後も継続されていくと考えられる。

『37号』では権利侵害及び模倣・粗悪品の摘発作業を着実に秩序よく展開するため、地方における摘発業務を保障する措置として、地方の人民政府に対し「地方人民政府は、自地域での権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発作業について全責任を負い、権利侵害及び模倣品・粗悪品に関する重点エリアと重点市場の摘発を統括指導、調整する」ことを求めた。各監督部門に対しては「監視強化の具体策を策定し、基層での作業展開を指導、督促し、確実に監督責任を負う」よう求めたことから、地方政府及び各地行政機関は相次いで文書を出し、行動計画を制定した。

中央から出された指令を受けた後、地方の政府や各部門はどのように対応しているのか、以下『37号』が公布された際の上海市質量技術監督局の下級機関である「上海市徐匯区質量技術監督局」を例に取り上げた。

<上海市徐匯区質量技術監督局の場合>



2012年も引き続き高い成果を収めている『特別行動』は全国で摘発された模倣違法犯罪案件数が36万6,244件、案件に関わった金額は199.5億元にのぼっている。

王岐山・国務院副総理は 2013 年 1 月 18 日に開かれた「全国知的財産侵害と模倣・粗悪品の製造・販売取締指導者チーム会議」の席で、「知的財産侵害と模倣・粗悪品の製造・販売を取り締まることは、党、中央、国務院が出した重要な決定戦略である」、「長期的に効果がある体制を整備し、知的財産侵害と模倣・粗悪品の取締り業務の持続可能性を確保しなければならない」と述べるなど、「特別行動」継続の必要性を強調している。

② 法執行部門ごとの取締行動

上述した特別行動のほかにも、全国の公安部門や質量検査監督部門などの法執行部門が取締重点領域や業界、エリアを選定し、期間限定の特別取り締まり行動を実施している。

公安部門「破案会戦」特別行動
中国公安部が統括し、全国の公安機関により 2012 年 3 月 1 日から 8 月 31 日まで実施された各種経済犯罪を取り締まる特別活動。全国各地で各種偽造・粗悪品製造・販売犯罪の取り締まりが行われ、期間中に取締りを受けた案件は 22.9 万件、2011 年通年の 2.3 倍に上った。

品質技術監督部門「質検利剣」特別行動
国家質量監督検査検疫総局が統括し、全国の品質技術監督局機関により 2012 年 3 月から 12 月まで実施された特別活動で、一般消費者から強い反響がある模倣・粗悪品問題に対し、それぞれ食品、農業用製品、建築資材、自動車部品、化粧品に対する 5 つの特別活動を実施した。特別行動期間中に出勤した法執行職員数は 246 万人、取締り案件数は 16.1 万件、案件に関わった金額は 61.3 億元。

＜税関部門＞「国门之盾」特別行動
中国税関機関が 2012 年 1 月から 12 月まで実施した密輸取締り特別活動。毒物、銃、有害個体廃棄物等のほか、人命や健康、市場、秩序を脅かす恐れがある商品（薬品、食品、自動車部品など）の侵害品の密輸を重点的に取り締まった。特別行動期間中に全国税関で取り締まった密輸犯罪案件数は 1,832 件（2.6%増）、案値 342.8 億元（77.9%増）、各種行政案件数は 9.7 万起（12.6%増）、案値 539.6 億元（34.3%増）と、近年まれに見る高い成果を収めた。※（ ）内の数字は同年期比
地方の税関では、深セン市の税関で取締り件数が 9,309 件、案件に関わった金額は 23.2 億元にのぼっている。

中国では 2010 年以降、上述した「特別行動」が取締りの主流であったが、2012 年になると広東省が省独自の取締り行動を実施するなど、今までにない模倣・粗悪品の取締り手法が登場した。「三打兩建」と称される当該行動の詳細についてはのちほど触れる。

2. 2010 年以降の摘発行動成果での日系企業の案件に関する報道

(1) 摘発活動の情報入手先

中国では国務院などが主導し、模倣・粗悪品の製造・販売行為の取締り特別行動を 2000

年ごろから展開してきた。こうした特別行動では、模倣・粗悪品被害がとりわけ深刻な領域を制定し、部門を越えて共同で取締りを行っていくことを求め、活動を進めている。また、マスメディアに対しても重大案件や典型事例などについて報道し、追跡報道などを行って消費者の関心を高め、知的財産権保護に関する世論の形成をするよう求めてきた。

近年はインターネットやスマートフォンの普及に伴い、各法執行機関では公式サイト上のほかニュースサイトと提携し、ニュースサイト上に特設ページを開設して成果を随時公表しているほか、中国版ツイッター『微博（ウェイボー）』を活用するなどし、宣伝活動にも注力している。マスメディアでもまた関連報道や他メディアのニュース記事の転載などを盛んに行っており、日本企業にとっては摘発成果のアピールにつながった。報道は摘発前後の法執行機関表敬訪問まで及んでおり、メディアで取り上げられることは権利者が模倣品対策に強い姿勢で挑んでいることアピールすることにもつながっている。

他企業の模倣・粗悪品対策や模倣・粗悪品の製造・販売動向、執行機関の動きなどを知るためにもこうしたサイトは多いに活用したいところだ。

全国及び地方の知的財産権保護活動の動向が分かるサイト例	
全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・販売取締業務網	全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・販売取締業務指導者グループによるサイト http://www.ipraction.cn/
国家知識産権戦略網	『国家知的財産権戦略綱要』（2008）の公布に伴い、開設された特別サイト。知的財産権保護にかかる国や地方、業界などの動きを把握できる。 http://www.nipso.cn/
中国知的財産権保護状況白書	年度ごとの白書。地方版もある。 http://www.nipso.cn/bai.asp
國務院新聞弁公室	中央政府や地方政府による定例記者会見の様子を見ることができ、地方政府の動きをいち早く把握するのに役立つ。 http://www.scio.gov.cn/
国公安部	http://www.mps.gov.cn/n16/n1252/index.html
海関総署	http://www.customs.gov.cn/tabid/6350/Default.aspx
国家工商行政総局	http://www.saic.gov.cn/jgzf/
国家質量監督檢驗檢疫総局	http://zfdcs.aqsiq.gov.cn/
国家版權局	http://www.ncac.gov.cn/cms/html/309/3530/List-1.html
国家知識産権局	http://www.sipo.gov.cn/wqyz/



全国公安機關「亮劍」特別行動
<http://news.qq.com/zt2011/liangjian/>



全国工商行政管理
局知的財産権侵害及び模倣・粗悪品の販売取締り活動
<http://www.saic.gov.cn/ywdt/>



国家質量監督檢驗檢疫総局執法督查司
公式サイト
<http://zfdcs.aqsiq.gov.cn/>

上記サイトでは、中央の政策や指導者の動向などについて把握できると同時に、地方での取締り動向に関する情報が掲載されており、動向の把握に役立つ。より詳細を知りたい場合には、各地方の人民政府公式サイトや行政法執行機関公式サイトなどで把握することができる。

(2) 2010年以降の摘発活動成果（日系企業に関する案件）報道

インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、模倣・粗悪品の取締りに関する報道が増加している。とりわけ、2010年以降は国を挙げた特別行動や「三打兩建」などの「中国初」級の大型プロジェクトが実施されたため、日系企業にとっては記事露出の機会が多かったといえるだろう。

中国における模倣品取締の成果を伝える報道については主に、以下の傾向が見られる。

- ① 執行機関が摘発案件を公式サイトに掲載
- ② 大型／重要案件に関する報道
- ③ 特別活動に関する報道
- ④ 摘発後執行機関を表敬訪問執行機関や地元メディア

① 執行機関が摘発案件を公式サイトに掲載

地方の模倣・粗悪品取締機関が摘発実施後に成果を自身の公式サイトに掲載するケース。押収数量が比較的少なく、人命に関わらないような案件である場合には、全国的なポータルサイトなどへの転載は少ないが、上級・下級行政部門や現地人民政府の公式サイトに転載されるケースがみられる。

【事例】江蘇省無錫市で大手文具メーカーの模倣品を摘発

2011年7月19日、江蘇省無錫市の質量技術監督局が大手文具メーカー「ゼブラ株式会社」の模倣品を摘発した。現場では4種類のペン、7つの型番の模倣品ペン1万199本が押収され、摘発を実施した無錫市質量技術監督局は同局の主要な活動の事例として情報公開したほか、同じ江蘇省の蘇州市の県級市である張家港市の質量技術監督局の公式サイトでも転載された。



- (左上)「日本の模倣品取締専門家が無錫質量技術監督局に協力し、模倣『ゼブラ』ペン案件を取調べ処置」
(『江蘇省無錫質量技術監督局』2011年9月8日)
- (中央)「日本の模倣品取締専門家が無錫質量技術監督局に協力し、模倣『ゼブラ』ペン案件を取調べ処置」
(『張家港質量技術監督局』2011年7月22日)
- (右上)「2011年十大模倣品取締案件発表」
(『人民網江蘇視窓』2011年9月22日)

出所：<http://www.wxqts.gov.cn/zfxgk/ba63/i/02/19440.shtml>
<http://www.zjgzjj.gov.cn/html/xinwenpindao/zhijianyaowen/20110722/3733.html>
<http://js.people.com.cn/html/2011/09/22/32256.html>

本件はその後、無錫市質量技術監督局によって同局が2011年に実施した模倣・粗悪品取締り案件の10大案件に選出され、選出後にも選出されたことを伝える地方ニュースを伝えるサイトで紹介されている。

② 大型／重要案件に関する報道

国民の安全や健康に危害を及ぼす模倣・粗悪品及び押収数量や模倣品金額が大量である案件などについては、現地の執行機関や政府、地元メディアのみならず、全国クラスのニュースサイトでも記事が転載されるケースが多い。

【事例】浙江省樂清市で模倣電磁弁等約400万元分の模倣品を押収

2011年11月に中国浙江省温州市の県級市である樂清市で、空気圧制御システムなどを製造・販売するSMC株式会社の商標権を侵害した電磁弁等の製品及びラベル3万枚など案件に関わった違法物品の価値は約423万元と見られる模倣品が押収された案件は、被害の大きさから、全国レベルの特別活動終了後に大きく報道された案件の一つとなった。

報道によると2011年10月、中国国家工商行政管理総局商標局から馳名商標として認定されている商標権利者であるSMC株式会社は、温州市樂清市で商標を無断で使用した製品を製造し広州市などに販売しているとして、樂清市の工商局へ申し立てを行った。樂清市工商局は樂清市公安局と合同で摘発にあたり、SMC株式会社の商標権を侵害した製品及びラベル3万枚などが押収された。押収数量及び金額が巨大であったことから、案件は公安へ移送され、嫌疑人2名が刑事拘留された。



- (左上)「乐清、日本 SMC 商標権侵害案件を調査・押収」
 (『市場導報』2011年11月22日)
- (中央)「乐清、模倣品製造拠点を摘発 日本の企業家が東京から感謝をしに来訪」
 (『人民網』2012年3月6日)
- (右上)「乐清人民警察、模倣品摘発の手を緩めず 日本の企業家が旗を贈呈」
 (『温州都市报』2012年3月8日)

出所：<http://epaper.zjscdb.com/shtml/scdb/20111122/v16.shtml>
<http://wz.people.com.cn/n/2012/0306/c167291-16816262.html>
http://dsb.66wz.com/html/2012-03/08/content_1197989.htm

摘発の翌年には、SMC 株式会社の知識財産権保護の責任者が乐清市公安局経済偵査大隊を表敬訪問し、旗と感謝状を贈呈したといい、そのときの様子もニュースサイトや温州市の新聞などに取り上げられ、転載された。

<表敬訪問に関する記事要約>

このほど、「匡扶正義 執法如山」（正義を補佐し、厳格に法を執行する）と書かれた旗が乐清市公安局経済偵査大隊のオフィス内に掲げられた。热情洋溢な感謝状もオフィス内に伝えられた。旗と感謝状を贈呈した日本人は日本 SMC 株式会社知識財産権保護の責任者だ。今回の訪問は、彼がわざわざ日本から北京を訪問し、その後温州乐清市を訪問し、旗と感謝状を届けたのだ。人民網（2012年3月6日）

<主な関連記事>

- ◎「温州乐清で特大商標権侵害案件を調査・押収 関連金額 400 万元」
 (『中国新聞社浙江新聞網』2011年11月11日)
- ◎「乐清、日本 SMC 商標権侵害案件を調査・押収」
 (『和訊網』2011年11月22日) ※新聞『市場導報』記事を転載
- ◎「乐清、模倣品製造拠点を摘発 日本の企業家が東京から感謝のために来訪」
 (『中国日報網』2012年3月6日) ※ニュースサイト『人民網』記事を転載

③ 特別活動に関する報道

a. 「特別活動」(2010年10月～2011年6月)の成果

2010年10月から2011年6月まで実施された「特別行動」は、高い組織力で近年まれにみる高い成果を収め、「特別行動」終了後にはインターネット上に特設サイトが設けられ、多くの摘発事例が紹介された。日系企業の案件についても取り上げられており、摘発が実施された当時は多くのメディアで報道、転載されるなど高い注目を集めた。

【事例1】湖北省武漢市での自動車部品 10万点押収、案件金額約1,000万元

2010年12月、湖北省武漢市公安は米国「キャタピラー(CAT)」、日本「日産(NISSAN)」、ドイツ「マーレ(MAHLE)」、中国「東風(DFM)」など中国国内外の著名ブランド品の模倣自動車部品を製造・販売していた拠点への取締りを実施した。現場では生産設備や原材料のほか模倣自動車部品は完成品と半製品をあわせて10万点が封印保存、押収された。調査を受け封鎖された倉庫は3つ、作業場が5つ、押収された帳簿は71冊、つかまった犯罪嫌疑人は3名。事件の約半年後に公安機関によって犯罪人は検察機関に移送され、起訴された。

本件は武漢市公安局と武漢市質量技術監督局が合同で摘発が行われたが、模倣品が人の安全や健康に被害を及ぼす自動車部品であることや、押収数量の多さなどから摘発後に「典型事例」に選ばれることが多く、選ばれるたびに報道されており、約9ヵ月にわたり記事化された。



(左上)「武漢で国際ブランド模倣品製造・販売案件を調査・押収」

中国質量報 (2011年1月5日)

(中央)「わが市知的財産権侵害十大を昨日、発表」

武漢晚报 (2011年7月21日)

(右上) 中国知的財産権と模倣・粗悪品の製造・販売摘発特別行動成果展サイト

(2011年7月11日サイト開通)

出所：http://epaper.cqn.com.cn/html/2011-01/05/content_38373.htm

http://cjmp.cnhan.com/whwb/html/2011-07/21/content_4858332.htm

<http://ipr.cntv.cn/album/20110704/third/group1/3-1-4.shtml#g=undefined&p=10705100236>

<主な関連記事>

- ◎ 「武漢ピストンリング模倣品製造工場を一掃」
（『楚天都市報』2010年12月31日）
- ◎ ピストンリング模倣工場2年で500万の不当利益を得る
（『新浪網』2011年03月14日）※『荆楚網—楚天金報』記事を転載
- ◎ 「武漢十大知的財産権侵害・模倣・粗悪品製造・販売案件を発表」
（『荆楚網』2011年7月21日）
- ◎ 「武漢市が知的財産権侵害・模倣・粗悪品製造・販売摘発行動十大案件を発表」
（『国家知識産権局公式サイト』2011年7月22日）
- ◎ 「湖北武漢警察、模倣自動車部品製造・販売案件を捜査・解決」
（『騰訊網』2011年9月10日）※公安部公式サイトから転載

【事例2】河北省での模倣自動車部品製造・販売取締り案件

2011年3月3日、河北省公安機関が実施した模倣自動車ガラスの摘発案件。河北保定市公安局は浙江省杭州市公安局より、「浙江省杭州市の某自動車部品会社に市場価格を大きく下回る価格で「TOYOTA」、「Mercedes-Benz」等商標入り自動車防風ガラスの模倣品を販売している会社がある」との情報提供を受け、当該会社などへの調査・取締りを行った。押収品は「TOYOTA」、「Mercedes-Benz」のほか「Nissan」、「BMW」などを含む中国国内外の約100ブランドを模倣した自動車部品16万点あまり、模倣商標ラベル50万点。同時に、証拠として押収された会社の帳簿やパソコンのデータにより、同社による案件関連金額は3,500元～4,000万元にのぼることが分かった。同社は河北省外から購入した模倣品を加工し、北京市や上海市、黒龍江等19の省・直轄市などにおける60あまりの自動車部品ディーラーへ販売していたことが判明した。



- （左上）「保定模倣グループの『著名ブランド』模倣自動車ガラス製造・販売、関連金額4,000万元あまり」（『燕赵都市报』2011年3月24日）
- （中央）『亮劍』行動中の各地公安機関による捜査・解決典型案件」（『公安部公式サイト』2011年4月12日）
- （右上）「保定で捜査・解決された著名ブランド模倣自動車部品案件が全国知的財産権保護10大優良事例に選出される」（『河北法制報』2012年5月31日）

出所：<http://yanzhao.yzdsb.com.cn/system/2011/03/24/010997306.shtml>

<http://www.mps.gov.cn/n16/n1237/n1432/n1522/2754191.html>

http://szbz.hfbzb.com/html/2012-05/31/content_7864.htm

河北保定市公安局は摘発後、約4ヵ月をかけて事件の全貌を調査、調査結果を河北省公安厅へ報告をすると2011年7月、全国11の省（直轄市）で、「特別戦役」と称される模倣自動車ガラスの取締特別行動が実施された。当該「特別戦役」の実施により、各地で押収された模倣自動車ガラスは13万枚以上、案件に関わる金額は1,920万元となり、各地で捕まった犯罪嫌疑人67名が捕まり、8つの犯罪グループと犯罪拠点11箇所が取締りを受けた。

当該「特別戦役」は翌年2012年、全国10大「特別戦役」典型事例に選出されており、「特別戦役」を成功に導いた河北保定市公安局は集団功一級に記録される榮譽に輝いている。

<主な関連記事>

- ◎ 「保定警察が特大模倣自動車部品製造・販売グループを粉砕」
（『河北新聞網』2011年3月28日）
- ◎ 「保定警察が捜査・解決した『著名ブランド模倣自動車ガラス』案件が全国10大優良事例に」（『中国新聞網』2012年05月30日）
- ◎ 「保定警察、著名ブランド模倣自動車ガラス取締りで公安部より集団功一級に記録される」（『法制網』2012年2月16日）

【事例3】 広西チワン自治区での模倣ヘアカラー製品製造・販売取締り案件

2011年1月、大手ヘアケア製品メーカーのホーユー株式会社などが広西チワン自治区の桂林公安局へ桂林市のある化粧品会社が登録商標権を侵害する製品を生産・販売していると申し立てを行った。申し立てを受けた桂林公安局は1ヵ月ほどの内偵調査を経て当該侵害業者は桂林にオフィスを構え、同市及び広州市において模倣品の生産・販売を行っていることを明らかにした。

同年3月14日、桂林市と広東省広州市において一斉摘発が実施され、模倣品の製造・販売拠点十数か所を摘発、現場からは「Bigen」、「SMH スーパーミリオンヘアー」、米国「PONDS」など中国国内外の100を超えるヘアカラー、ヘアケア、化粧品ブランドの模倣品が約1,000点、及び製造設備や生産原料、パッケージ素材などが押収され、案件に関わる金額は2,000万元を超えた。本件にかかわる嫌疑人も14名捕まった。

当該化粧品会社は模倣品を広州市のリアル店舗で販売していたほか、B2Bサイトの「アリババ」やC2Cサイト「タオバオ」上でも取引を行っていたといい、押収されたパソコンのデータにより中国大陸のほか香港、マカオには固定のクライアントが500社あまり、中東・東南アジア・アフリカ地域のクライアントは20社あまりいたという。そこで同年3月17日から21日、公安部門は二手に分かれ、浙江省台州市、上海市、湖北省、広東省広州市などに向かい、当該化粧品会社へ模倣品製造のための材料や商標を提供していた複数の会社に対しても調査・取締りを実施した。



- (左上) 「窮屈な部屋で関連金額 2,000 万元の模倣著名ブランドを製造」
(『南寧晚報』 2011 年 04 月 06 日)
- (中央) 「世界クラスの『模倣製造一本化』が桂林に身を潜める」
(『桂林晚報』 2011 年 4 月 6 日)
- (右上) 「桂林警察、国内外登録商標権侵特大事件を検挙」
(『中国新聞網』 (2011 年 03 月 31 日))

出所：http://116.11.253.210:9999/epaper/nnwb/html/2011/04/06/09/09_53.htm
http://epaper.guilinlife.com/glwb/html/2011-04/06/content_204286.htm
<http://www.chinanews.com/fz/2011/03-31/2944656.shtml>

< 主な関連記事 >

- ◎ 顧客は国内外に及ぶ顧客、模倣ブランド数 100 あまり
(『南国今報』 2011 年 4 月 3 日)
- ◎ 桂林警察、国内外登録商標権侵害特大事件を検挙
(『中国網絡電視台』 2011 年 3 月 14 日) ※ 『中国新聞網』 記事を転載
- ◎ 桂林警察、特大商標権侵害事件を捜査・解決 100 を超える著名ブランドが被害
(『中国新聞網』 2011 年 4 月 1 日)

【事例 4】江蘇省杭州市嘉興税関

江蘇省杭州市嘉興税関は 2011 年 4 月 11 日と 12 日の両日、自社ブランドを持つ中国家電メーカーが提出したナイジェリア宛貨物の通関書で、貨物の中身を「ノーブランドの家庭用冷蔵庫」と申請されていたのを不審に思い、ナイジェリアを含むアフリカ地域はこれまで権利侵害品の輸出先として多く指摘されていることや、「ノーブランド」の冷蔵庫を輸出するケースは通常少ないことなどから現場で検査を行ったところ、コンテナ十数個の中から「LG」商標入りの冷蔵庫 1,377 台と「LG」、「SONY」、「SHARP」、「SMASUNG」等商標入りの DVD プレイヤー 1 万 4,324 台を発見した。案件に関わる金額は 384 万元であったという。同年 4 月 26 日、杭州市税関は本件を浙江省公安部門に通報し、5 月 10 日、嘉兴市公安局が立案し調査を開始、嫌疑人 1 名に対し強制措置が講じられた。



- (左上)「嘉興税関、全省最大の権利侵害案件を調査・押収」
(『嘉興日報』2011年6月24日)
- (中央)「権利侵害の冷蔵庫内に数万台のコピーDVDプレーヤー」
(『法制日報』2011年6月21日)
- (右上)「杭州、シャープソニー等著名ブランドを含む 348.3 万元分の権利侵害冷蔵庫、DVDプレーヤーを押収」
(『新華網』2011年6月24日)

出所：http://jxrb.cnjxol.com/html/2011-06/24/content_479330.htm
<http://epaper.legaldaily.com.cn/fzrb/content/20110621/Article06008GN.htm>
http://news.xinhuanet.com/jiadian/2011-06/24/c_121578444.htm

税関職員が冷蔵庫を発見した際、本体には一見、商標がつけられていなかったが、右写真のように、本体正面の左上にカラーシールが張られており、それをはがすと本体の下には色がつけられていない「LG」商標がプレス加工されていた。また、権利侵害 DVD プレイヤーは、冷蔵庫の扉の奥に本体や部品などと詰め込まれていた。



本件は、輸出品であることや押収数量が多いこと、税関職員の機転が利いた点などから新聞やテレビでも大きく報じられ、ニュースサイトでも記事の転載が続いた。

本件はその後、特別行動のサイトに掲載されただけでなく、「2011年全国税関知的財産権保護10大事例」の一つに選出されたほか、中国外相投資企業協会、優良ブランド保護委員会により「2011~2012年度知的財産権保護10大事例」にも選出され、摘発当時だけでなく、これらに選出されるたびに、案件が取り上げられ報道されることとなった。



翌年2012年4月18日には嘉興税関の公式サイトに、LGの中国法人LG電子(中国)有限公司が同税関に対し敬意と感謝の意をこめて楯を贈

呈したことが掲載された。

出所：(右上) 杭州網

http://ori.hangzhou.com.cn/ornews/content/2011-06/23/content_3776523.htm

(右下) 中国網絡電視台

<http://news.cntv.cn/china/20120427/120345.shtml>

<主な関連記事>

- ◎ 「杭州税関、十数箱から権利侵害冷蔵庫・DVD プレーヤーを調査・押収」
(『税関特別行動成果展サイト』)
- ◎ 「嘉興税関、浙江省税関最大の知的財産権侵害案件を摘発」
(『中国広播網』2011年6月22日)
- ◎ 海関総署が中国税関における知的財産権保護 10 大優良事例を発表
(『法制網』2012年4月26日)
- ◎ 嘉興税関、LG 社から感謝の楯を贈呈される
(『嘉興税関公式サイト』2012年4月18日)

④ 摘発後の執行機関への表敬訪問

摘発実施後に権利者が法執行機関を訪問し、楯や旗を贈呈して感謝の意を表す様子も、法執行機関や地元メディアなどで報道されることが多い。

権利者にとって表敬訪問は、現地における模倣品の被害状況や自社の模倣品対策、模倣品を根絶したいという強い思いを直接伝えることができ、法執行機関の日常業務において自社のブランドの模倣被害をより厳しく監視してもらえることにもつながるというメリットがある。また、摘発の功労をねぎらうことで、次回摘発を申し立てする際にもスムーズに進みやすい。一方、法執行機関にとっても権利者から楯や感謝状の贈呈をうけ現場の法執行職員の士気が上がるだけでなく、局の業績として局内に展示することができるため、忙しい中でも権利者の表敬訪問を快く迎える傾向にある。

【事例1】日本ビジネス機械・情報システム産業協会（2010年）

記事によると、珠海市質量技術監督局では2010年に実施した模倣品取締件数259件、案件に関わった金額1.12億元のうち、オフィス消耗品の摘発特別活動を5回実施し、カートリッジなど消耗品1.5万点を押収、案件に関わった金額は60万元あまりにのぼったという。

<記事要約>

「珠海市質量技術監督局、消耗剤の模倣品摘発成果が顕著

日本の著名企業から楯が贈呈される」

2010年12月10日、日本ビジネス機械・情報システム産業協会の林氏ら一行5名が珠海市質量技術監督局を訪問し、わが局が消耗品の模倣品取締りや知的財産権保護方面における努力と突出した成績について感謝し、東芝、シャープ、ブラザー工業、富士等の国際的著名オフィス消耗品企業を代表し、わが局へ「執法先鋒」(法執行の先鋒)と書かれた楯を贈呈した。



出所：珠海市質量技術監督局公式サイト（2010年12月15日）

<http://www.zhqc.gov.cn/show.asp?id=80&newsid=187886293>

【事例2】株式会社ベネッセコーポレーション（2011年）

記事によると、広東省広州市番禺区の某ベビー用品店が店舗入りロドアに貼っていたポスター及び宣伝カードに登録商標「巧虎」の文字及び図形商標を勝手に使用していた案件。分局は当該某ベビー用品店に対し、法律・法規に関する教育を行い、説明や調停工作を続け、最終的に商標登録「巧虎」の不当な使用を止めさせた。

<記事要約>

「株式会社ベネッセコーポレーションが区工商分局に旗を贈呈し感謝を表明」

先般、株式会社ベネッセコーポレーションの責任者が自ら区工商分局を訪れ、分局商標広告科と大石所へそれぞれ「商標衛士 執法先鋒」（商標監督の衛兵 法執行の先鋒）と「秉公執法 維護正義」（公正に法執行し正義を守る）と書かれた旗を贈呈し、分局が積極的に商標権の権利保護活動を行っていることに対し感謝の意を表した。



出所：『番禺日報』（2011年12月1日）

http://pyrb.dayoo.com/html/2011-12/01/content_1545820.htm

【事例3】パナソニック株式会社（2012年）

記事によると、江蘇省蘇州市の昆山質量技術監督局では2011年、パナソニック株式会社との協力を拡大し、同社製品模倣品の取締りを7件実施し、案件に関わった金額は約20万元、すべての案件で行政処罰が下されている。昆山質量技術監督局は2011年、知的財産権保護で優れた成果を収め、貢献したとして日系企業（IPGメンバー企業）から推薦され、「貢献部門」の一つに選定されている局でもある。

<記事要約>

「パナソニック株式会社が楯贈呈 昆山質量技術監督局の模倣品摘発・権利保護に感謝」

2012年3月29日、パナソニック株式会社知的財産権部の部長を団長とする一行4名がわが局を訪問し、「打假先鋒 維權模範」（模倣品取締りの先鋒 権利擁護の模範）と書かれた楯を贈呈した。また、パナソニック株式会社の知的財産権への保護と模倣・粗悪品取締り方面における昆山市質量技術監督局の著しい成果を挙げた多くの仕事について感謝した。昆山質量技術監督局の副局長らが来客をもてなした。双方は共同取締り、知的財産権の保護について交流を行った。



出所：蘇州市昆山質量技術監督局公式サイト（2012年4月1日）

<http://www.q質量技術監督局.ks.gov.cn/News.aspx?ID=58798>

3. 他の地域のモデルとすべき活動とその根拠

(1) 省公安厅による知的財産権の刑事法執行重点保護企業連絡体制

省の公安厅が省内の著名・優良企業のなかから条件に合う企業を選出し、重点保護企業に認定し、模倣・粗悪品製造・販売業者に関する情報の汲み取りや、各種援助サービスを提供するなどし、取締の強化を図っている。

知的財産権の刑事保護については、1997年に改正された『中華人民共和国刑法』で知的財産権侵害罪が規定されるなど、法整備が進められているものの、実際の模倣品対策の現場においては、違法行為の疑いがある人物や企業の違法行為を証明する証拠をつかむことの難しさや、権利者が違法行為を確認し公安機関に申し立てを行ってもタイミングが合わないなどの問題がある。

こうしたなか、重点保護企業を選出し、これら企業と連絡体制を構築する取り組みは、企業にとって公安機関の協力を取り付けやすく、通報した案件をスピーディーに対応してもらうことができるなど大きなメリットがある。また、公安機関にとっても近年、国务院主導の特別活動や公安部主導の特別活動が増加していることから、特別活動が始まると会員企業に手紙やメール、訪問などで模倣・粗悪品製造・販売業者に関する情報を企業からヒアリングし、すぐに大型・重要案件を取締り、査定でも評価されるというメリットがあるといえる。具体的には訪問と内偵調査をし、法律のコンサルティングや援助サービスを提供し、案件の手がかりを拡大させたりするなど省ごとに異なる。

公安部の経済犯罪偵査局の高峰・副局長は公安部門と知的財産権権利者との意思疎通をはかり、手を組んで予防し、知的財産権侵害の犯罪を発見し取り締まる活動をし、知的財産権の権利情報を記録にとどめる制度を徐々に整備し、硬い合作パートナー関係形成を強化していく考えを2007年ごろから明らかにしていた。

なかでも浙江省は全国にさきがけて省公安厅が2008年に『公安経偵部門による知的財産権保護警察・企業協力連絡制度（試行）』（浙公経〔2008〕476号）（以下、『制度』という）を公布し、省内の各級公安機関に対し、警察・企業が協力して知的財産権保護を行っていくことについて要求している。『制度』公布の翌年には警察・企業ネットワークのメンバー企業を選出、特別活動が始まると、これらメンバー企業へ案件の手がかりを求め手紙を出すなどし、模倣・粗悪品製造・販売業者に関する手がかりを収集している。

浙江省公安厅「公安経偵部門による知的財産権保護警察・企業協力連絡制度（試行）」

第1条

公安機関による知的財産権の刑事保護職能を一層拡張し、知的財産権保護の警察・企業協力体制を規範化させ、わが省企業の自主知的財産権保護の能力を引き上げ、わが省の「富民を創業し、強い省を創新する」総合戦略により奉仕するため、公安部経偵局による警察・企業協力体制確立の要求に基づき、関連規定に依拠して、わが省の実際の状況を結合させ、本制度を制定する。

第2条

知的財産権保護の警察・企業協力は、「開拓、合作、創新」を主旨とし、公安経偵部門と関連企業とが共同で意思疎通・連絡、相互協力のプラットフォームを確立する。一定のキャリアーを運用し、簡単で便利な方法を採用し、情報を主導とした捜査を強化し、模倣・権利侵害犯罪の取締り力を拡大する。企業が模倣・権利侵害防止の対策措置を制定するこ

とを指導し助け、共同で違法な権利侵害活動の発生を制止し、知的財産権保護の意識増強を推し進め、企業の自主知的財産権保護能力を向上させる。

第3条

各級公安経偵部門は、知的財産権保護の警察・企業協力連絡窓口を確立しなければならない。警察・企業協力連絡窓口に出選される企業は、自主知的財産権を有し、製品は現地の同業者・業界内においてトップの地位を得ており、かつ一定の知名度と代表性を有していなければならない。かつ、社会において良好な企業イメージを有していなければならない。警察・企業協力連絡窓口については、2年ごとに状況をみて調整を行い、公布しなければならない。

省内の各ブランド企業による自主的な申し込みを経て、各市公安機関経偵部門は審査・照合を行い、省公安庁経偵総隊が企業30社を省公安庁知的財産権保護警察・企業協力連絡窓口として確定する。その協力連絡任務は、省・市・県の三級公安経偵部門が共同で担うこととする。

第4条

公安経偵部門による協力連絡の展開は法律と職責に基づくもので便利・サービスを原則とし、案件の調査・処分、法律コンサルティング、事前警戒防止などを重点とし、協力連絡窓口企業のために最大のサービスを提供し、企業の合法的権益を確実に保障しなければならない。

第5条

公安経偵部門と協力連絡窓口企業はそれぞれ協力連絡業務を担う専任の職員を確定しなければならない。連絡者の氏名、住所、連絡方法を提供し、協力体制の各業務の専門性と及时性・有効性を保障しなければならない。

第6条

公安経偵部門は訪問または座談などの方法を通じて、定期または不定期に協力連絡窓口企業に対し模倣・権利侵害犯罪の状況及びその他新たな動向、案件の手法を報告しなければならない。協力連絡企業による公安の経偵活動への求めと業務意見を理解し、協力連絡の方法を整備し改正する方法を検討しなければならない。

省公安庁が確定した各協力連絡窓口企業に対し、市級公安機関は少なくとも年に1度は訪問または座談を行うこと。省公安庁は状況をみて2年に1度は座談会を開く、あるいは毎年業界ごとに座談会を一度開くこと。

第7条

公安経偵部門は協力連絡窓口企業に目を向け、通報・クレーム処理の「優先ルート（绿色通道）」を確立しなければならない。各協力連絡店窓口企業が通報・申し立てを行った案件の手がかりは必ず受理登録を行い、すぐに調査・選別を行い、かつ書面でその結果をフィードバックしなければならない。

立案条件を満たす、または管轄権を有するものについてはすべて直ちに立案・捜査・処理を行い、生産・販売・貯蓄・運輸及び商標標章の製作などについて「全過程の摘発」を実施し、ネットワークを破壊すること。

第8条

公安経偵部門は協力連絡窓口企業の支持・協力のもと、被権利侵害にかかる状況を注意して収集・取り纏め・分析・研究判断しなければならない。状況をみて工商・品質技術監督・知的財産権等の行政法執行部門と協力して連合整頓を展開しなければならない。及ぶ地域が広く、情状が重大なものについては、段階を追って具申し上級公安経偵部門特別整頓を展開することができる。

第9条

公安経偵部門は知的財産権侵害犯罪を突出して取締ると同時に、専門職員を派遣し説明や補習、個別案件の警告通告を作成・公布、警察・企業座談会の開催など企業が受け入れやすい方法を採用し、協力連絡窓口企業の模倣・権利侵害違法犯罪活動への防備強化を指導し助け、連絡窓口企業が自主知的財産権をしっかりと保護できるようにサービスをしなければならない。

第10条

公安経偵部門は商業秘密の保護強化を知的財産権保護警察・企業協力の優先する重要な位置に置き、協力連絡窓口企業の専利及び有する自主知的財産権、高い付加価値を有し、商業秘密とみなされるプロジェクトのリスト（カタログ）を理解・把握し、かつ状況をみてインフラ業務台帳を確立しなければならない。

公安経偵部門は企業の重要な技術配合、工芸プロセス、技術パラメーター、重要顧客資料などについて従業員の立ち入り許可・背景審査・安全秘密保護制度を確立することを指導し助けなければならない。企業のイノベーション研究・開発、成果譲渡、投資合作などについて相談にのり、意見を出し、知的財産権保護の審査制度を確立し、整備しなければならない。

第11条

各協力連絡窓口企業は積極的に措置を講じ、製品の偽造防止技術を絶えず更新し、製品自信の安全防止業務を強化しなければならない。製品の偽造防止の安全・確実性と自己保護水準を引き上げ、自主知的財産権の保護を強化しなければならない。

第12条

各協力連絡窓口企業は公安経偵部門の業務を積極的に支持・協力しなければならない。当該企業にかかる知的財産権の侵害犯罪案件を捜査する場合、知的財産権登録証書、商標標章、製品などの関連証拠資料を適時提出し、案件の捜査・処理を支持し協力しなければならない。

協力連絡窓口企業は正当な理由なく協力連絡体制の関連活動への出席を拒否する、または正当な理由なく案件処理機関が提供を要求する関連の証拠・資料を提供しない場合、公安経偵部門は二度と当該企業を警察・企業連絡窓口としない。

第13条

本制度は省庁経偵総隊が解釈に責任を負う。

浙江省公安厅では警察・企業ネットワークのメンバー企業30社に対し、案件の手がかりを求める書面を送付したり企業を訪問するなどして案件の開拓に努めた。これにより、

2012年1月3日の中国警察網によると、「亮劍」行動期間中、浙江省公安機関では摘発した模倣・粗悪品製造販売案件は4,068件、破壊した生産拠点は4,316箇所、捕まえた犯罪嫌疑人は1,007人に上ったという。

こうした取組みは、雲南省（2009）、貴州省（2009）、河南省（2011）など複数の省でも行われており、金華市、鄭州市などの省内の地級市も制度を設けているが、とりわけ國務院主導の「特別行動」開始後の2010年11月から1年間、公安部門が行った「亮劍」特別行動では、大きな効果を発揮している。

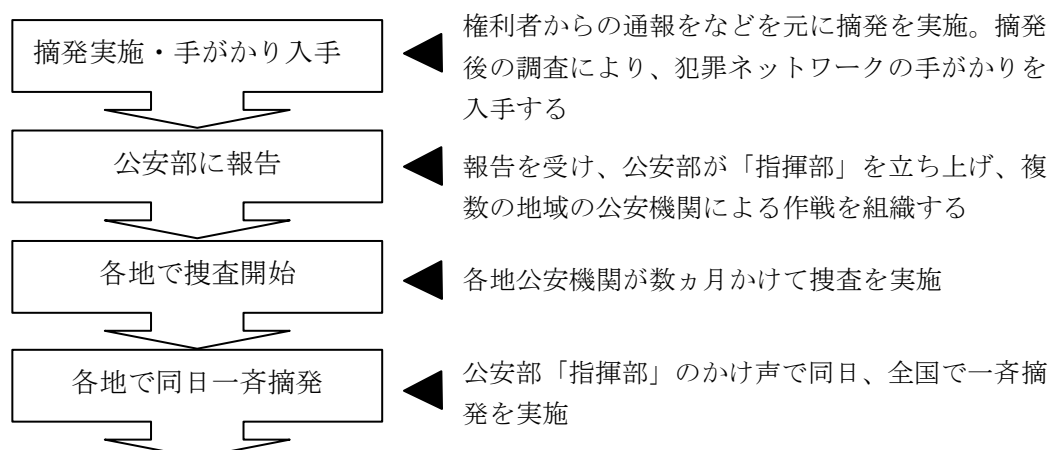
同時に、これら摘発した個別案件の中から、金華市や温州市、杭州市などの警察が「專案集群戦役」を発動し、複数の省・地域での一斉摘発を実施しており、とりわけ金華市、温州市は公安部より集団一等功の榮譽を受けている。

【專案集群戦役とは】

國務院主導による「特別行動」の開始に伴い、全国公安部門は2010年11月から2011年11月までの一年間、「亮劍」と名づけられた特別行動期間中に「專案集群戦役」と呼ばれる新たな取締り手法を生み出した。これは、模倣・粗悪品製造・販売行為の産業化、チェーン化、複数エリア化などの問題を効果的に解決するため、公安部が統一して指揮し、複数の地区で複数の公安部門が特別チームを結成し、共同で参与して同時期に摘発を実施するというもの。通常は個別案件の摘発後、その背景に製造・販売ネットワークがあることが分かると時間をかけて捜査を行い、同日に全国で一斉摘発が発動されている。前述した河北省保定市における模倣自動車防風ガラスの案件も、摘発後に「專案集群戦役」が発動され、全国11の省で一斉に摘発を行っている。

これまでは、模倣・粗悪品の製造・販売者またはその周辺の一部業者を摘発しても、再犯行為が後をたたない「いたちごっこ」であったが、この問題を解決し、侵害業者の生産設備の調達先、倉庫、卸売、小売販売までのネットワークを根こそぎ摘発する、ということを目指した新たな手法により、複数の地域で同日一斉に摘発を実施することで、地方保護主義などによる摘発情報の漏洩を防いでいる。

<主な発動プロセス>



<特別活動期間中の成果>

2012年、下記模倣・粗悪品の製造・販売案件を担当した公安部門に集団功一等の榮譽がおくられた。

1. 天津市公安局「5・27」模倣腕時計製造・販売案件

2. 河北省保定市公安局「3・03」模倣自動車ガラス製造・販売案件
3. 浙江省金華市公安局「7・20」模倣薬物製造・販売案件
4. 浙江省温州市公安局「4・05」、「8・18」模倣酒類製造・販売案件
5. 安徽省公安厅「7・15」模倣酒類製造・販売案件
6. 河南省鄭州市公安局「9・01」、「4・21」粗悪食用油・模倣薬物製造・販売案件
7. 湖南省長沙市公安局「8・20」有毒有害食品製造・販売案件
8. 広東省公安厅経偵局「5・19」模倣薬物製造・販売案件

上記3. の浙江省金華市公安局による「7・20 模倣薬物製造・販売案件」は、重点保護企業連絡体制の取り組みのなかから個別の摘発を実施後、全国 29 の省（自治区、直轄市）の 170 あまりの都市で一斉摘発が実施されたものである。当該集群戦役では、全国で 1 万 6,000 名あまりが出動し、取締り件数 1280 件あまり、犯罪嫌疑人 1,770 名が捕まり、押収された模倣品は 3 億点で正規品価格で計算した場合の被害額は 20 億元を超えるものとなった。

参考文件：『犯罪研究』「专案集群战役研究」（2012 年第 5 期）

專案集群戦役は公安部が新たに生み出した手法として重視されていると同時に、高い効果・実績を証明している取組みであり、今後も継続されていくとみられ、省内の公安機関と企業とがネットワークを結成するという動きは今後、より重視されていくと考えられる。

（2）湖北省質量技術監督局による模倣品取締りネットワーク

品質管理や計量管理などを行い、製品の品質にかかる違法行為や模倣・粗悪品を取り締まる質量技術監督局が独自に省内の著名企業とネットワークを形成し、模倣・粗悪品の取締り活動を展開している省がある。

中国語で「打假扶優協作網」と呼ばれる同ネットワークはもともと、國務院の直属機関である国家質量監督檢驗檢疫総局が 2002 年頃から業界協会と各業界の主要企業とで模倣・粗悪品製造業者を効果的に取り締まる「模倣品取締りネットワーク」を作り、国家質量監督檢驗檢疫総局が主導となって企業と法執行機関が協力し偽造品を取り締り、著名・優良企業と製品を保護している。現在までに、「低電圧機器」、「塗料」、「肥料」、「白酒」、「化粧品」などの業界で設立されているが、湖北省質量技術監督局ではこうしたモデルを参考にし、業界を問わず省内で製品を生産している主要で著名な企業と手を組み、模倣・粗悪品の取締り活動を行っている。

① 取締りネットワーク設立の経緯と成果

湖北省質量技術監督局による取締りネットワークが形成されたのは 2008 年ごろからだ。同省内の企業からは、調査や調査への協力が難しい、模倣品取締りコストがかかるなどの問題について湖北省質量技術監督局へフィードバックが多く寄せられていた。そこで、模倣・粗悪品をより効果的に取締り、著名・優良企業を保護し、市場の経済秩序を肅正・規範化するために湖北省内の著名企業・ブランド製品保護という湖北省取締りネットワークを形成することになった。湖北省質量技術監督局が主導し、武漢市質量技術監督局稽查分局などを含む省級、市級、県級の技術監督部門が合同で参加をしており、2012 年末までに、鉄鋼や石油化学、紡績、食品等の主要業界から 60 社あまりの企業が参加をしている。

<湖北省取締りネットワーク規則 抜粋>

第5章 協力内容

第9条

質量技術監督部門は監視・管理、サービスの職能を真剣に履行し、具合的には下記業務をしなければならない。

(1) 不定期で法執行監督検査を展開し、製品品質の模倣品特別取締り及び整頓活動を組織、展開し、地域性と業界性の品質問題を整頓する。

(2) 案件調査・処分活動を真剣に組織し、標準化、計量、品質、食品安全、省エネ、工業製品生産許可、認証認可、特殊設備安全監察等の法律、法規、規則に違反する行為を厳しく取り締まる。

(3) 全省の違法案件調査・処分、移送と取締り連絡、共同行動体制を確立し、法執行取締り重大案件専門家チームを設立する。各市、州、県の案件処理経験の交流を強め、重大案件の処理と執行力を強化し、案件処理の質と応急処理能力を引き上げる。

(4) エリア性の製品品質問題の研究を展開し、模倣・粗悪品の生産・販売行為について事前警戒の通達を行う。エリア内の模倣品製造・販売で著しく信用を失った企業のリストを作成し、随時通達する。

(5) 12365 クレーム・通報の処理体制を整備し、一般市民の権利擁護チャンネルを広げ、企業・組織及び消費者からの通報とクレームを適時受理し、企業と消費者の合法的権益を確実に維持する。

(6) 湖北省の著名・優良企業の製品に対する保護力を拡大し、著名・優良企業及びその製品の模倣にかかるクレーム・通報事項を優先的に処理・手続きし、すべての案件で結果を出し、すべてのことに回答があることを確保する。

第10条

生産経営企業は製品の品質安全の主体責任を真剣に実行し、具体的には下記業務をしなければならない。

(1) 品質興業・品質興企活動を深く展開し、品質効果・利益型発展の道を歩む

(2) 国際標準と国外の先進標準を積極的に取り入れ生産を組織し、製品の品質安全を保障する

(3) 品質管理を強化し、技術改造と自主創新を重視し、確実に実行可能な品質制御目標を制定する。生産・販売を規範化し、製品とサービスの品質を絶えず向上させる。

(4) 品質承諾を遵守し、虚偽の宣伝を行わず、不純物又は偽物を混ぜる行為を撲滅し、合格・良質製品を市場へ置くことを保障する。

(5) 質量技術監督部門へ省内の市場における本企業の同類製品の品質状況を定期的に報告する。本企業ブランドの製品の模倣品を発見した場合には適時、質量技術監督部門に通報する。

(6) 質量技術監督部門のほう執行検査・調査・証拠収集・取締り業務に対し積極的に協力する。監督部門に協力し知的財産権関連の専門研修を行い、法執行職員の真贋鑑定の能力を引き上げる。

第6章 協力体制

第11条

模倣品取締りネットワークの正常で高い効果がある運営を保障するため、以下の協力体制を確立する。

(1) 例会制度。原則として模倣品取締りネットワーク例会を毎年1回開催し、ネットワークの重大事項を研究・決定する。経験を総括し、次年度の模倣品取締りネットワークの関連事項を協力し推進する。

(2) 連合会議制度。業務の需要と実際の状況に基づき、会員事業者は相互または多角協力の展開が必要な場合に連合会議を開催することができる。当該協力プロジェクトに参加をする関連業務の責任者が具体的な協力プロジェクト及び関連事項について業務措置を提出し、詳細な協力計画を制定しなければならず、かつ合議の協力事項を共同で実行する。秘書処は需要に基づき適時関連メンバーが参加する特別テーマ会を開催することができる。

(3) 協議協調制度。省内で企業やブランドの模倣現象が発生した場合、ネットワーク会員企業は企業の所在地または権利侵害所在地の質量技術監督部門に直接通報することができ、関連する質量技術監督部門は優先的に全力で処理しなければならない。ネットワーク会員企業が他省で権利侵害を受けた場合、企業の所在地の質量技術監督部門または秘書処に対しフィードバックをすることができ、現地の質量技術監督部門または秘書処は積極的に他省の質量技術監督部門と協調し、解決しなければならない。

(4) 協力取締制度。各級の質量技術監督局稽查機構は上級・下級連動、左右連動、内外連動のほう執行模倣品取締り連動体制を確立しなければならない。必要な場合には著名・優良企業と協力し模倣品取締り行動を展開し、著名・優良企業の合法的權益を確実に維持しなければならない。

(5) 状況報告制度。質量技術監督部門と著名・優良企業・関連業界組織は情報チャネルを確立・開通し、情報交流を強化しなければならない。特別行動・連合摘発・著名優良企業と製品の権利擁護及び被模倣などの関連状況について適時報告し、著名・優良企業の宣伝と保護プラットフォームを形成し、力を合わせ模倣品の取締りと著名・優良企業と製品の保護業務を推進し新たな成果を取得する。

同ネットワークの仕組みは「優良企業や優良製品を保護するため、企業から積極的に侵害行為に関する手がかりを募り、その情報をもとに法執行を実施する」ことであるが、湖北省質量技術監督局によるネットワークの結成は、効果的に模倣・粗悪品の製造元などを摘発できたほか、市場環境や投資環境の浄化へもつながっており、新たな企業の誘致へもつながっているという。

② 周辺省との協力体制形成

湖北省質量技術監督局が国家質量監督検査検疫総局の支持のもとネットワークを設立し、成果を収めていくなか課題も残っていた。湖北省以外の案件が発生した際、案件の調査や取締りを進めるのが難しいというものだ。そこで、湖北省質量技術監督局は周辺の省によびかけ、省を超えた取締り協力を行うネットワークの形成を持ちかけた。

湖北省の周辺の5つの省（湖南省、山西省、安徽省、河南省、江西省）とは地理的にも近く、また経済発展の程度も同等であり、多方面において協力は不可欠である省だ。これら省と中部6省模倣・粗悪品取締りネットワークを形成し、情報や資源の共有、協力、重大事項の通報・協力、6省の著名企業・優良ブランド製品の保護力を拡大し、効果向上ならびに新たな取締りモデルを形成するというものだ。

こうした呼びかけに応じ、2012年12月26日、武漢市で「中部6省取締りネットワーク署名捺印式典」が開かれた。6省の質量技術監督局が6省協力連動体制を構築し、6省の著名企業・優良製品サービスの保護力を拡大し、主に以下5つの領域において合同で6

省における著名・優良企業の保護活動を展開していくことになった。

【中部6省取締ネットワーク署名式典の様子】



出所：湖北省質量技術監督局公式サイト

http://www.hbzljd.gov.cn/structure/zwpd/zwdt/sjdtzw_87499_1.htm

③ 中部6省の協力内容

6省の質量技術監督局稽查機構は今後、下記5つの方面において協力を展開していくという。

- 1) 6省合作連合行動体制を構築する
- 2) 6省の著名優良企業・製品に対するサービスと保護力を拡大する。著名・優良企業及びその製品の模倣にかかる通報事項に対し、各メンバーは処理・手続きの「優先措置」を設け、かつ処理・手続き結果を随時伝える。
- 3) 共同法執行模倣取締り活動を展開する。6省区域内において、模倣・粗悪品の製造・販売違法行為の調査・処分領域の協力を強化し、模倣品の特別取り締まり活動を共同で展開し、共同法執行、共同処理・手続きのてだて・ルートを模索し、共同法執行検査を組織し展開し、模倣・粗悪品製造・販売の違法行為に対する摘発力を拡大し、法執行取締りに関する力を合わせることを形成する。形成執法打假合力
- 4) 情報通達体制を築く
- 5) 取締りネットワークの年会制度を築く。合作進度と合作成果・効果を通知・報告し、合作中の関連問題について解決し、6省の模倣取締りネットワークの重大事項を研究し手配し、6省の合作をより深く展開することを指導し推し進める。

6省取締りネットワーク関係者のみが利用できるオンラインチャットグループが開通され、6省の各級質量技術監督局と企業はQQグループ内のメンバーとなって随時情報を共有したりすることができるようになっている。

(3) 広東省：全国初となる省独自の大型特別摘発行動「三打兩建」の実施

中国ではこれまで、部門ごとに数ヵ月から1年ほどの期間に模倣・粗悪品の取締り特別活動を実施することが主流であったが、2012年になり広東省が「三打兩建」と名づけられた全国初となる省独自の大型特別行動を展開し、大きな成果を挙げている。

①広東省「三打兩建」とは

「三打」とは、①市場や一部商品を抑制・独占するなどにより同業を抑圧し、市場を牛耳る行為（中国語：「欺行霸市」）、②模倣品製造・販売行為、③商業賄賂行為を摘発することを指し、「兩建」とは、①社会の信用体制、②市場監督体制を確立することを指す。

②「三打兩建」開始されるまでの流れ

2012年1月、中国共産党広東省第10期11回全体会議において全国に先駆けて2012年に「三打兩建」を展開することが提起されると、翌2月9日には、「三打兩建」業務テレビ電話会議において「三打兩建」の実施が発令された。2012年2月27日午前「広東省模倣・粗悪品取締り特別行動方案動員及び特別行動決起大会」が開かれると当日午後、各法執行機関職員約1840名が摘発行動に出動し、省内の生産・加工・販売・倉庫など593箇所に対する検査を実施した。当日立案調査・処分を受けたのは153件で、案件に関わる金額は3億円を超えた。

【決起大会の様子】



出所：「広東省経済・情報化委員会」公式サイト

http://www.gdei.gov.cn/zwgk/tpxw/201202/t20120228_106874.html

③「三打兩建」の概要

「三打兩建」特別活動期間は1年とされ、まずは上記①～③の行為の取締り活動が展開されることとなり、下記3つの指導者グループが設立された。

<指導者グループの種類と率先部門>

指導者グループ名称	率先部門
① 「欺行霸市」行為取締り特別行動グループ	広東省公安厅
② 模倣品製造・販売行為取締り特別行動グループ	広東省質量技術監督局
③ 商業賄賂行為取締り特別行動グループ	広東省規律検査委員会、 広東省監察庁

②模倣品製造・販売行為の摘発については広東省質量技術監督局が主導、28 の関係部門が共同参与することになり、食品や薬品・日用品など 10 のアイテムを模倣品摘発の重要アイテムとし、それぞれ率先部門が制定された。

<模倣品摘発 10 大アイテムと率先部門>

重点取締りアイテム	率先部門	
食品	農産品・農業資材	農業部門
	生産加工食品	質量技術監督部門
	流通領域食品	工商行政管理部門
	飲食店消費食品	食品・薬品監督管理部門
薬品・日用品	食品・薬品監督管理部門	
酒類	経済・情報化部門	
食塩	塩務部門	
煙草	煙草専売部門	
建材	住房・城郷建設部門	
かばん・皮製品	工商行政管理部門	
通信製品	質量技術監督部門	
自動車部品	工商行政管理部門	
証明書	公安部門	

模倣品製造・販売の取締りは①模倣品製造・販売生産事業者を厳しく調査・処分する、②模倣品製造・販売の地下拠点を取り締る、③違法生産事業者の資格を取り消す、④法律、法規、規則に違反している企業を暴く、⑤模倣品製造・販売に従事する違法犯罪者を厳重に処罰するなどして市場環境を改善する狙いがあったが、その背景には、改革・開放政策を象徴する省独自の特別行動を先行して実施したことや、2012 年は「第 12 次 5 ヶ年計画」のスタートや 5 年に 1 度の中国共産党全国代表大会が開催される年であること、広東省の各級指導者の入れ替えなどが完了するなど指導者体制が整備されたことなど、いくつかの要素が重なり、広東省の改革力を省内外にアピールする目的もあったと考えられる。

④「三打兩建」の成果

「三打」は 2012 年 8 月ごろから総括段階へと入ったが、広東省知識産権局の朱万昌・副局長が全国知的財産権侵害、模倣・粗悪品製造・販売取締り業務指導者グループ弁公室によるインタビューで 8 月初旬までに全国で立案され調査・処分された模倣品製造・販売案件は 9 万件あまり、破壊された違法行為拠点は 2 万箇所、4,256 人が逮捕されたことを明かした。9 万件のうち工商部門だけでも 5 万 4,142 件を立案調査・処分しており、案件に関わる金額は約 38 億元に上ったという。専利についても知識産権部門が受理した専利案件は 715 件、うち専利権侵害案件は 373 件で、専利模倣案件は 342 件ともに去年同期比 5 倍となった。

⑤日系企業に関する案件報道

【事例】海賊版 VCD、DVD16 万枚を押収

<記事要約>

通報を受け、広州市工商局は白雲区にある倉庫を検査したところ、幼児教育に用いられる「巧虎」(しまじろう)の VCD、DVD の海賊版約 16 万枚を発見した。初期模倣品金額予想は 300 万元以上。この時点で同工商局では 2012 年初の大型の他人の登録商標専用権を侵害した案件であると述べた。公安機関に移送されている。



「工商局が『巧虎』海賊版 16 万枚を押収」

(『新快報』2012 年 3 月 27 日)

「工商局が『巧虎』海賊版ディスクを押収」

(『廣州日報』2012 年 3 月 27 日)

出所：<http://news.xkb.com.cn/guangdong/2012/0327/192373.html>

http://gzdaily.dayoo.com/html/2012-03/27/content_1654995.htm

『新快報』、『廣州日報』の記事は複数のインターネットメディアで転載されるなど、「巧虎」の中国での人気・関心の高さが伺える。

<廣州日報の転載記事>



出所：人民網 (2012 年 3 月 27 日)

<http://www.people.com.cn/h/2012/0327/c25408-210652379.html>

鳳凰網 (2012 年 3 月 27 日)

http://news.ifeng.com/gundong/detail_2012_03/27/13461587_0.shtml

網易 (2012 年 3 月 27 日)

<http://news.163.com/12/0327/04/7TIU8ACJ00014AED.html>

新浪網 (2012 年 3 月 27 日)

<http://news.sina.com.cn/o/2012-03-27/040524178296.shtml>

<新快報の轉載記事>



出所：MSN 中国（2012年3月27日）

<http://money.msn.com.cn/industry/20120327/13371385662.shtml>

和讯網（2012年3月27日）

<http://news.hexun.com/2012-03-27/139754268.html>

新浪網（2012年3月28日）

<http://news.sina.com.cn/c/2012-03-28/010024183358.shtml>

<掲示板サイトでの書き込み記事>



【書き込み内容】

オバオで販売されている海賊版に
要注意！

【レス 1】 タオバオで販売されているしま
じろうの海賊版の仕入れ先は.....

【レス 2】 本当に頭にくる

出所：<http://tieba.baidu.com/p/1478235227>

⑥ 「三打兩建」成功の要因

1) 通報先の詳細化と奨励制度の導入

「三打兩建」特別行動では、事業者や一般消費者などが積極的に違法行為を通報し、特別行動への参加を促すため、通報先を詳細化し、関係部門の公式サイトやマスメディアを活用し幅広く通知した。また、「三打」指導者グループ弁公室が『同業者をいじめる市場独占、偽造品の製造・販売、商業賄賂等違法犯罪行為の通報奨励に関する通告』を公布して事業者や一般消費者が積極的に違法行為を通報することを奨励した。これに伴い、省内の区・市では通報奨励にかかる弁法を相次ぎ制定・公布（例：『深セン市「三打兩建」特別行通報奨励弁法』、『順徳区「三打兩建」案件手がかり通報奨励弁法』）したほか、法執行部門が制定した通報奨励弁法（例：『揭阳市质量技术监督局打假举报奖励办法』）が公布され、特別行動期間中に全省で寄せられた通報件数は9万1,297件、うち4,551名に通報の奨励が行われ、奨励金額は2067.57万元に及ぶなど、通報のしやすい体制を整えたこ

とで消費者らの積極的な参与をよび、違法行為の取締り引き上げにつながった。

2) メディアに潜入調査をさせ、消費者の関心を高める

「三打両建」特別行動ではマスメディアの参与も重視し、マスメディアに潜入調査をさせ、随時違法行為の暴露を行った。こうした手法によって消費者の関心が高まることで、通報の増加や各地法執行部門への取締り強化へとつながった。

3) 査定制度の導入

特別行動では指導者などに対する査定制度の導入し、プレッシャーをかけた点。各地で特別行動期間中から査定調査が開始された。『指導者幹部の「三打」業務における態度・姿勢に対する特別査定に関する実施弁法』などが公布され、各地の指導者幹部本人へのヒアリングや市民などへのアンケート調査、執行現場での実地調査等を行い、査定が行われた。査定結果は今後、指導者幹部の出世の際の重要な根拠となるといわれていたが、2013年1月18日に開かれた全省組織部長会議の席で、特別行動中の査定によって全省で処・科クラス幹部203名の重要ポストなどへの抜擢が決まったことが発表された。一方、査定結果が悪かった指導者幹部135名が免職、又は離任・転出处分となったことも明らかにされた。

⑦今後の展望

国家工商総局の滕佳材・副局長および国家発展・改革委員会財政金融司の徐林・司長は2012年8月の広東省「三打両建」業務会議において、今後全国でも推進させていくため「広東省で成功した手法や思想について総括・精錬させる」と発言するなど、広東省の「三打両建」モデルが今後、他の省でも展開される可能性を示唆しており、権利者にとっては期待が高まる。

(4) 専利行政法執行に従事する「専利行政法執行総隊・支隊」の設立

法に照らして積極的に専利行政法執行部隊の建設を推進し、専利行政法執行の専従職員を確保し、法執行部隊を安定・発展させることや深刻な専門職員不足などの問題を解決するため、地方ではとりわけ2011年以降、「専利行政法執行総隊」の設立が相次いでいる。

「専利行政法執行総隊」とは、省、市、県（市、区）でそれぞれ専利の行政法執行を専門に担う部隊のことで、省級の専利行政法執行部隊は「総隊」、市、県（市、区）級では「支隊」などと称されている。全国で始めて総隊を設立した山東省は、2012年8月ごろまでには14の管轄市で専利行政法執行支隊が成立しており、2010年には専利行政法執行職員数が800名を超えるまでに増加している。山東省のほかにも遼寧省や黒龍江省、湖南省などでも省レベルの専利行政法執行総隊が正式に成立している。河北省のように省級専利行政法執行総隊の設立計画における重要措置として市級知識産権局で支隊が先に成立されたケースや、広州市のように専利権侵害案件を取締る広州市知識産権稽查隊も誕生している。

国家知識産権局は『専利行政法執行弁法』（知識産権局令第60号）を2011年2月1日に施行すると2011年6月27日には『専利行政法執行業務の強化に関する決定』（国知発管字〔2011〕74号）（以下、『決定』という）を公布した。『決定』は①制度の建設、②体制の建設、③能力の建設の3つの方面について、18項の措置を明記しており、このなかで

専利行政法執行能力の建設を全面的に強化するための措置として、省・市・県の3つの級で専利行政法執行の職責を担う部隊の設立が明記されている。

『国家知識産権局による専利行政法執行業務の強化に関する決定』

(国知発管字〔2011〕74号)

国家知識産権局 2011年6月27日

3. 専利行政法執行能力の建設を全面的に強化する

(14) 専利行政法執行部隊の建設を強化する

法に照らして積極的に専利行政法執行部隊の建設を推進し、専利行政法執行の専従職員数を確保し、法執行部隊を安定させ発展させる。省(自治区、直轄市)知識産権局、副省級都市及び5・26工程に入る地級市知識産権局は、専利法と制定業務に関する政策法規に基づき、法執行の職責を担う部門(処室)を明確にしなければならない。

その他都市の知的産権局は、法執行の職責を主に担う部門(科室)を明確にしなければならない。現地制定部門の同意を取り付けた状況のもと、省(自治区、直轄市)知識産権局は専利行政法執行総隊の看板を追加して掲げること。副省級都市、地級市の知識産権局は専利行政法執行支隊の看板を追加して掲げること。県級の知識産権局は需要に基づき法に照らして専利行政法執行部隊の建設を強化し、法に基づき積極的な専利行政法執行業務の展開のため部隊の保障を提供する。

専利行政法執行部隊の設立メリットは、専利法執行の専従職員を確保することで職員不足の緩和につなげ、通報を受けた権利侵害行為の取締りをよりスピーディーに実施することができる点だ。また、省内の各専利行政法執行機関に専門の部門(処室、科室)が設置されるため、法執行機関同士の連絡、連携を一層円滑に進めることができる。権利者にとっても人手不足による取締りの遅れや延期などの回避につながりというメリットがある。

専利行政法執行総隊を設立していない地方でも、たとえば江蘇省や浙江省などでは、「第12次5ヵ年計画」期間中の目標として「省級の専利行政法執行総隊の設立を推し進める」ことを目標に掲げるなどしている。

『江蘇省知的財産権「第12次5ヵ年」発展計画』(2011年)

4. 重点任務

(5) 保護力を強化し、知的財産権の法治環境を向上させる

知的財産権保護体制を整備する。『江蘇省専利促進条例』に基づき、専利行政法執行体系を完備し、省級の専利行政法執行総隊、省管轄市の専利行政法執行大隊、県(市、区)では相対的に独立した専利行政法執行機構の成立を推し進め、法執行部隊の建設を強化し、法執行装備を整備し、全省における専利行政法執行能力を大幅に引き上げる。

2013年1月に北京市で開かれた「全国知識産権局局長会議」の席では国家知識産権局の田力普・局長が2013年の重点業務のひとつとして、「知的財産権の法執行権利擁護体系の整備を強化し、専利法執行能力を重点的に引き上げ、法執行保護業務体制を創新する」ことを挙げており、専利行政法執行部隊の設立は今後より加速するとみられる。